

事務連絡  
令和6年5月21日

都道府県  
各 放課後児童健全育成事業 ご担当者 様  
市区町村

こども家庭庁成育局  
成育環境課 健全育成係

令和6年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の  
交付額の算定方法について

日頃より、こども・子育て支援施策及びこどもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、下記事項について、ご連絡させていただきますので、内容についてご了知いただきますようお願いいたします。

記

- ・別添「令和6年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の交付額の算定方法について」

以上

【連絡先】

こども家庭庁 成育局

成育環境課 健全育成係

E-mail : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

令和6年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」  
の交付額の算定方法について

実施要綱の別添6の3(2)の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」では、国庫補助基準額の人件費相当額を除いた額を補助対象としている。

令和6年度における具体的な「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の補助額の算定方法は下記のとおりとなる。

なお、運営に関わる業務等を委託している(業務委託することで人件費を削減している)場合は、当該業務委託に係る経費について、計算上は総人件費に含めて差し支えないこととする。

記

放課後児童クラブに係る人件費の総額から、放課後児童健全育成事業(実施要綱の別添1)及び小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)により充てられる費用を除いた額のうち、当該常勤職員に係る人件費(賃金改善分を含む)及び常勤職員以外の職員の賃金改善分を補助対象とし、当該額と国庫補助基準額3,158,000円を比較して少ない方の額を基に国庫補助額を算定することとする。

なお、上記の放課後児童健全育成事業(実施要綱の別添1)により充てられる額は、以下の①又は②に③及び④を加えた額とし、小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)により充てられる額は、⑤とする。

(1) 原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合

① 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の場合  
7,505,000円

② 開所日数250日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が20人以上の場合  
10,966,000円

③ 開所日数加算の対象となる場合  
(年間開所日数-250日)×34,000円

④ 長時間開所加算の対象となる場合

(ア)平日分

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×1,290,000円

(イ)長期休暇等分

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×581,000円

⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添8)を実施している場合  
1,286,000円

(2) 原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合

- ① 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の場合  
4,137,000 円
- ② 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 20 人以上の場合  
7,598,000 円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合  
(年間開所日数 - 250 日) × 21,000 円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合  
(ア) 平日分  
「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 789,000 円  
(イ) 長期休暇等分  
「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 × 356,000 円
- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添 8)を実施している場合  
1,286,000 円

(3) 設置運営基準に基づく放課後児童支援員 1 名のみ配置した場合

- ① 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の場合  
4,137,000 円
- ② 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 20 人以上の場合  
6,061,000 円
- ③ 開所日数加算の対象となる場合  
(年間開所日数 - 250 日) × 13,000 円
- ④ 長時間開所加算の対象となる場合  
(ア) 平日分  
「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 501,000 円  
(イ) 長期休暇等分  
「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 × 226,000 円
- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添 8)を実施している場合  
1,286,000 円

(4) 設置運営基準に基づく補助員を原則 2 名以上配置した場合

- ① 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の場合  
2,574,000 円
- ② 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 20 人以上の場合

6,435,000 円

- ③ 開所日数加算の対象となる場合

(年間開所日数－250 日)×17,000 円

- ④ 長時間開所加算の対象となる場合

(ア)平日分

「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数×644,000 円

(イ)長期休暇等分

「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数×290,000 円

- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添 8)を実施している場合

1,286,000 円

- (5) 設置運営基準に基づく補助員を 1 名のみ配置した場合

- ① 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の場合

2,574,000 円

- ② 開所日数 250 日以上、一の支援の単位を構成する児童の数が 20 人以上の場合

4,719,000 円

- ③ 開所日数加算の対象となる場合

(年間開所日数－250 日)×8,000 円

- ④ 長時間開所加算の対象となる場合

(ア)平日分

「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数×322,000 円

(イ)長期休暇等分

「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数×145,000 円

- ⑤ 小規模放課後児童クラブ支援事業(実施要綱の別添 8)を実施している場合

1,286,000 円

以上